

資料NO 1

令和8年4月19日執行
神崎市議会議員選挙

候補者届出の手引

神崎市選挙管理委員会

はじめに

この手引は、令和8年4月19日に執行される神崎市議会議員選挙の立候補届出
出 手 続 及 び 記 載 要 領 等 を 説 明 し た も の で す。

候補者届出書や添付書類に不足や誤った記載があると届出が受理されず、あ
るいは誤って受理されても後で無効になるおそれがありますので、間違いのないよ
うに手続をしてください。

なお、選挙運動及び選挙運動費用の詳細については、「地方選挙早わかり」(全
国市区選挙管理委員会連合会編)を参照してください。

【目 次】

はじめに

第1	主要日程	2
第2	立候補の届出手続について	4
1	届出期日及び時間	4
2	届出先	4
3	届出の方法	4
4	届出の受付方法	4
5	立候補のときに必要な書類	5
6	その他の届出書類	6
第3	『候補者届出書』等の記載要領	7
○	本人届出の場合	7
○	推薦届出の場合	12
第4	交付物件等	13
第5	選挙公営について	14
1	選挙運動用ポスターの掲示	14
2	選挙公報	15
3	市議会議員選挙運動用ビラの頒布	17
第6	事前審査	19
第7	その他	20
第8	文書図画による選挙運動一覧表	21
第9	主な選挙運動の制限等	23
第10	委員長及び選挙長の氏名	28

第 1 主要日程

月 日	曜	項 目 等
2月13日	金	立候補予定者説明会 (14:00 神崎市役所3階大会議室) 【証票(立札・看板用)申請・交付】
3月17日	火	立候補届出書類等事前審査(9:30~17:00) (神崎市役所3階大会議室) 【立候補届出書、選挙公報、ポスター、選挙公営】
4月11日	土	選挙人名簿登録基準日、登録日 ポスター掲示場設置完了
4月12日	日	<p>【選挙期日の告示】</p> <p>【選挙運動に関する支出金額の制限額の告示】</p> <p>立候補届出受付(8:30~17:00) (神崎市役所3階大会議室)</p> <p>選挙立会人届出開始</p> <p>出納責任者選任(異動)届開始</p> <p>選挙運動中報酬を支給する者の届出開始</p> <p>選挙事務所設置(異動)届開始</p> <p>公営施設使用の個人演説会開催申出開始</p> <p>公営施設使用以外の個人演説会開始</p> <p>選挙運動開始(届出完了後から)</p> <p>選挙公報掲載申請書、同掲載文、同修正申請書、同撤回 申請書受付(8:30~17:00)</p> <p>立候補届出及び立候補辞退届出期限(17:00まで)</p> <p>選挙公報掲載順序くじの実施、決定</p> <p>投票記載所の氏名等の掲載順序のくじの実施、決定</p>

月 日	曜	項 目 等
4月13日	月	期日前投票・不在者投票開始
4月14日	火	公営施設使用の個人演説会開始(4月12日届出分)
4月16日	木	選挙立会人届出期限 (17:00まで) 選挙立会人定員超過及び政党排除のくじの実施、決定 公営施設使用の個人演説会開催申出期限
4月17日	金	選挙公報配布期限
4月18日	土	期日前投票・不在者投票最終日(20:00まで) 選挙運動最終日
4月19日	日	【選挙期日】 投票所から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令 投票 (7:00～20:00) 選挙会(開票) (21:00～神埼市中央公民館) 当選人の決定
4月20日	月	当選告示及び告知、当選証書の付与 (10:00 神埼市役所3階大会議室)
5月 4日	月 (祝)	選挙の効力に関する異議の申出期限 当選効力に関する異議の申出期限 選挙運動費用収支報告書提出期限(第1回目) 供託証明書返還

第2 立候補の届出手続について

1 届出期日及び時間

- (1) 届出期日 令和8年4月12日(日)告示日(当日限り)
- (2) 届出時間 午前8時30分から午後5時まで

※ 候補者たることを辞退する場合も上記期日、時間内に限ります。

2 届出先

「候補者届出」は、選挙長に対してしなければなりません。

受付は、神崎市役所3階大会議室で行います。

3 届出の方法

届出の方法には、「本人届出」と「推薦届出」の二通りがあります。いずれの場合も郵便による届出はできません。本人か代理人によって届出書を持参してください。

なお、代理人による届出の場合は、代理人証明書が必要です。

4 届出の受付方法

立候補届出の受付は、4月12日(日)午前8時30分から開始します。

なお、当日の受付順序は次の方法により行います。

(1) 午前8時30分までに来場した届出者の場合

- ① 受付会場への到着順序により、先に予備くじを引き、予備くじの順序に従って本くじを引いていただいて立候補届出受付の順序を決めます。
- ② 上記①により受付の順序が決まると、この順序により立候補届出受付を開始します。

(2) 午前8時30分以降に来場した届出者の場合

(1)のくじを引いた届出者の後に来場順に立候補届出の受付を行います。

5 立候補のときに必要な書類

- ・立候補の届け出に必要な書類は、以下のとおりです。
- ・「本人届出」の場合と「推薦届出」の場合とでは様式や添付書類が異なりますので、間違いがないようにしてください。
- ・様式については、別冊「立候補者届出用紙」(資料 NO3)で確認してください。
(※下表の右端の数字は別冊「候補者届出用紙」の該当ページを指します。)

(1) 本人届出の場合		ページ ※
1	候補者届出書 (本人届出)	4
2	供託証明書 (供託書)	
3	宣誓書	5
4	所属党派証明書 ※無所属の場合は不要	
5	戸籍謄本又は抄本及び住民票抄本 (一般)	
6	通称認定申請書 ※通称を使用する場合に限り必要	6
7	経歴書	7
8	代理人証明書 ※代理人が立候補の手続をする場合に必要	8
9	選挙立会人となるべき者の届出書 ※届出する場合は4月16日までに提出	9
10	選挙立会人の承諾書	10
11	選挙公報掲載申請書 (修正、撤回の場合は、選挙公報修正(撤回)申請書)	11、12
12	出納責任者届 (異動の場合は、出納責任者異動届)	13
13	選挙事務所設置届 (異動の場合は、選挙事務所異動届)	14
14	事務員届出書	15

(2) 推薦届出の場合

- ・推薦届出の様式については、本冊子には添付しておりません。
- ・必要な場合は、神崎市選挙管理委員会に別途お申し出ください。

6 その他の届出書類

・様式については、別冊「立候補者届出用紙」(資料 NO3)で確認してください。

(※下表の右端の数字は別冊「候補者届出用紙」の該当ページを指します。)

(1) 公営施設使用の個人演説会を開催する場合の申出書	ページ ※
公営施設使用の個人演説会開催申出書 ※開催する日の前2日前までに提出	16
(2) 出納責任者の職務代行届出	ページ ※
出納責任者職務代行届 出納責任者職務代行終止届 ※出納責任者に事故又は欠員が生じたときの届出	17、18
(3) 立候補を辞退する場合の届出書	ページ ※
立候補辞退届出書 ※推薦届出の場合でも本人が届出を行う ※選挙期日の告示日(4月12日)の 立候補届出が受理された後から午後5時までが届出期限	19

第3 「候補者届出書」等の記載要領

候補者届出書等の記載に当たっては、次の記載要領とともに、別添の「候補者届出書等の記載例」(資料 NO2)を参考にしてください。

※【記載例：〇〇ページ】は、「候補者届出用紙等の記載例」のページ番号です。

☑届出書類を作成するにあたっての注意事項

【押印義務の見直し】

これまで届出書類等を受理するに当たって、その真正性を確認するために一律に書面への押印記名を求めていましたが、その義務付けを廃止し、届出者等が自らにとって最も簡便な方法を選択し、届出等を行うことができるようにしています。

■氏名欄の書き方は、以下の3つの方法があります。

- ①パソコンでの印字、ゴム印などの記名のみ(本人確認書類の提示が必要です。)
- ②自筆による署名のみ
- ③記名+押印(署名+押印を含む)

届出の方法①

本人届出の場合

1 候補者届出書(本人届出)【記載例：3ページ】

①候補者氏名

- ・戸籍簿に記載されている氏名を楷書で正確に記入してください。
(通称を使用する場合でも、戸籍名で記載してください。)
- ・戸籍の氏名に対応する「常用漢字表」及び「人名漢字別表」に記載されている文字を使用することは差し支えありません。
(例) 濱→浜 澤→沢 廣→広 眞→真
- ・ふりがなは、「ひらがな」で書いてください。

②本籍及び住所

- ・戸籍簿及び住民票に記載されているとおり、正確に番地まで書いてください。
- ・本籍及び住所は、それぞれ県名から記載してください。(同上といった表記はしないでください。)

【住所表記の記載例】佐賀県神埼市神埼町鶴 3542 番地 1

③生年月日

- ・選挙期日(令和8年4月19日)現在の満年齢を記入してください。
- ・記載は元号(平成、昭和など)を用いて記載してください。

④党派

- ・所属党派証明書に記載されている政党等の名称を記入してください。
- ・所属党派証明書を添付しない者は、たとえ党员であっても「無所属」と記載してください。
- ・二以上の政党等に所属するときは、いずれか一の政党等の名称を記載してください。
- ・政党等の名称が20字を超える場合は、20字以内の略称を併記してください。

⑤職業

- ・主な職業を1つ、できる限り詳細(具体的)に書いてください。
【例】神崎市議会議員、株式会社△△社員、農業 等
- ・地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)に規定するその地方公共団体(神崎市)と請負関係にある者については、その旨を職業欄に記載してください。

2 添付書類

(1) 供託証明書 (供託書)

- ・供託金は30万円です。供託証明書は必ず原本を提出してください。
- ・供託者は候補者本人(推薦届出の場合は推薦届出者)であり、供託証明書の住所は、住民票に記載されているとおり、県名から正確に番地まで書いてください。
- ・氏名は戸籍簿に記載されているとおり、楷書で正確に記入してください。通称名では記入しないでください。

(2) 宣誓書【記載例：4ページ】

神崎市議会議員選挙の候補者となろうとする者が、この選挙の被選挙権を有しない者でないこと、重複立候補者でないことを誓う文書です。虚偽の申請をすると、立候補の届出が却下され、そのうえ処罰されることがあります。

(3) 所属党派証明書

候補者届出書に記載された政党等が真実であることを証明するため、所属党派証明書が必要です。党员であっても、無所属として立候補する場合は必要ありません。

(4) 戸籍の謄本又は抄本及び住民票の抄本(一般)

直近3か月以内に取得したものを提出してください。

(5) 通称認定申請書【記載例：5ページ】

- ・通称とは、本名(戸籍名)に代えて、本名以外の呼称で本名に代わるものとして、広く通用しているものをいいます。
- ・通称の記載や使用を希望される場合は、当該呼称が広く通用していることを証する資料(手紙、名刺等)を提出しなければなりません。
- ・戸籍名をかな書きにする場合も、通称認定申請書が必要です。(この場合、資料は不要です。)
- ・認定された場合は、立候補届出等の告示、投票記載所の氏名等の掲示、新聞広告、選挙公報等に通称を使用しなければなりません。

(6) 経歴書【記載例：6ページ】

できるだけ詳細に記入してください。

(7) 代理人証明書【記載例：7ページ】

この証明書は、第三者が候補者に代わって届出書等を提出する場合に添付してください。

3 立候補届出に伴う諸届出

次の届出についても、立候補の届出と同時に行ってください。

(1) 選挙立会人となるべき者の届出書【記載例：8ページ】

- ・選挙会(開票事務)に立ち会う選挙立会人1人を定めて、選挙期日の3日前(4月16日)までに、選挙長に届けることができます。(※必須ではありません。)
- ・選挙立会人は、神埼市の選挙人名簿に登録されている方に限ります。
- ・必ず本人の「**承諾書**」が必要です。【記載例：9ページ】

※選挙立会人は、届出が10人を超えるときは、人数制限のくじ、また同一政党(政治団体)に属する候補者にかかる者が3人以上のときは、政党制限のくじを実施します。(くじは選管において4月16日(木)17時30分から行います。)

(2) 選挙公報掲載申請書【記載例：10ページ】

- ・選挙公報に掲載を受けようとする場合に、掲載文原稿正副2通及び写真2葉を添付して申請してください。(写真は張付けないでください。)
- ・「連絡場所及び電話番号」欄は、選挙事務所の所在地及び電話番号を記載してください。
- ・申請は告示日(4月12日(日)17時まで)のみです。

(3) 選挙公報掲載文修正(撤回)申請書【記載例：11ページ】

- ・すでに申請した掲載文を撤回又は修正する場合に必要です。
- ・修正の場合は、修正した掲載文(全部書き改めて)2通を添付してください。
- ・修正(撤回)申請書の提出も告示日(4月12日の17時まで)が期限になります。

(4) 出納責任者(異動)届【記載例：12ページ】

- ・選挙運動に関する金銭等の収入支出は、候補者又は推薦届出者が選任した出納責任者がすべて取扱うこととなります。(候補者自身がなってもよい。)
- ・出納責任者に異動があった場合は直ちに届け出てください。(解任又は辞任による異動の場合は、そのことを証する書面を添付してください。)
- ・選任者(候補者又は推薦届出者)は、文書で出納責任者が支出することができる金額の最高額を定め、出納責任者とともに、この文書に署名押印しなければなりません。(選挙管理委員会に提出する必要はありません。)
- ・選挙運動に関する支出金額の制限額(法定費用額)は、4月12日に告示します。

【選挙運動費用法定制限額の計算式】

$$\text{法定制限額} = \text{告示日における選挙区内の選挙人名簿登録者数} \div \text{選挙区内の議員定数} \times 501\text{円} + 220\text{万円}$$

(5) 選挙事務所設置(異動)届【記載例：13ページ】

- ・選挙事務所の数は、1箇所に限ります。
- ・候補者又は推薦届出者でなければ設置できません。
- ・異動(廃止)があった場合は直ちに届け出てください。(異動は1日に1回しかできません。)
- ・選挙当日は、投票所を設けた場所の入口から300m内(直線距離)に選挙事務所がある場合は、閉鎖しなければなりません。

(6) 事務員届出書【記載例：14ページ】

- ・選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約記者については、使用する前に届け出た者に限り、報酬を支給することができます。立候補の届出と同時に届け出てください。
- ・「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として雇い入れた者で、総括主催者、出納責任者など、選挙運動の中心的な者、親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。
- ・満18歳未満の者を使用することができません。
- ・報酬を支給できる人数は1日につき9人以内(選挙運動期間で延べ63人使用することができる)で、5倍(45人)を超えない範囲で異なる者を届け出ることができます。
- ・報酬を支給できる期間は、届出の日から選挙期日の前日までです。
- ・事務員には1日15,000円以内、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者には1日20,000円以内の報酬が支給できます。なお、超過勤務手当は支給することができません。

(7) 公営施設使用の個人演説会開催申出書【記載例：15ページ】

- ・公営施設を使用して個人演説会を行う場合は、開催する日の前2日17時までに選挙管理委員会に届出をしなければなりません。
- ・同一の施設については、同時に2回以上の開催申出をし、又はすでに申し出た日を経過しない間は、新たな申出をすることはできません。
- ・公営施設の使用料は同一施設ごとに、1回に限り無料です。
- ・使用時間は、無料、有料の別を問わず、準備・片づけを含め1回につき5時間以内となっています。

※申出書の提出は使用する日の2日前までとなっているため、公営施設を使用している個人演説会は実質的には4月14日(火)以降しか開催できません。

※なお、公営施設以外の施設を使用する場合は、上記の制限はありません。

個人演説会ができる公営指定施設一覧表

町 名	施 設 名	所 在 地
神 崎 町	神崎小学校	神崎町枝ヶ里 349 番地
	西郷小学校	神崎町横武 864 番地
	仁比山小学校	神崎町鶴 1635 番地
	神崎中学校	神崎町鶴 3565 番地
	神崎高等学校	神崎町本告牟田 3076 番 2
	神崎清明高等学校	神崎町横武 2 番地
	西九州大学	神崎町尾崎 4490 番地 9
	神崎こども園	神崎町田道ヶ里 2153 番地 5
	神崎市中央公民館	神崎町鶴 3388 番地 5
	神崎中央公園体育館	神崎町鶴 3886 番地
千 代 田 町	千代田中部小学校 体育館	千代田町嘉納 937 番地
	千代田東部小学校 体育館	千代田町渡瀬 1964 番地
	千代田西部小学校 体育館	千代田町余江 1496 番地
	千代田中学校 講堂	千代田町直鳥 936 番地
	ちとせこども園	千代田町渡瀬 2061 番地 1
	サールナートこども園	千代田町境原 488 番地 1
	次郎体育館	千代田町直鳥 166 番地 2
	神崎市千代田文化会館	千代田町直鳥 57 番地 1
脊 振 町	脊振小学校	脊振町広滝 580 番地
	鳥羽院山荘	脊振町鹿路 3946 番地
	脊振山麓習遊館	脊振町服巻 954 番地
	脊振中学校	脊振町広滝 594 番地 1
	神崎市脊振公民館	脊振町広滝 555 番地 1

届出の方法②

推薦届出の場合

推薦届出の場合については、詳細の記載を割愛しますので、必要な場合は神崎市選挙管理委員会に直接申し出をお願いします。

第4 交付物件等

立候補の届出が受理されれば、直ちに次の諸物件、証明書等が交付されます。これらは原則として、再交付されませんので取扱いには十分注意してください。また、他人に譲渡してはいけません。

交付物件の名称	数量	使用方法等
選挙運動用選挙郵便物 差出票	10枚	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用の通常葉書を発送するときは、必ずこの票を添えて日本郵便(日本郵便株式会社 神崎郵便局)の窓口に出し出す。 ・差出票1枚で200通まで(郵送料は無料)
候補者用通常葉書使用 証明書	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用の官製はがきの交付を受ける場合、または手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合に郵便局に上記差出票とともに郵便局に提出する。 ・使用できる葉書の枚数 2,000枚。郵送料は無料。
新聞広告掲載証明書	2枚	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する新聞社に提出し、有料で広告を掲載できる。(選挙運動期間中、2回限り) ・横 9.6cm、縦2段組以内、掲載場所は記事下、色刷りは認められない。 ※掲載料は候補者個人負担
供託証明書預り証	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・供託証明書の原本を返還するまで保管する。(ただし、開票の結果、供託物没収となった場合は原本は返還しません。)
選挙運動用自動車表示布	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用自動車の前面に取り付ける。
選挙運動用拡声機表示布	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用拡声機に取り付ける。 ・選挙運動用拡声機は一揃いに限られる。ただし、個人演説会は別に一揃い使用できる。
街頭演説用標旗	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭演説の場所で標旗を掲げる。
選挙乗車用腕章	4枚	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用自動車に乗る運動員は着用しなければならない。(候補者、運転手1名は着用不要。) ・選挙運動員腕章(街頭演説用腕章)としても使用できる。
選挙運動員腕章 (街頭演説用腕章)	11枚	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭演説において、運動員は着用しなければならない。 ・運動員は15人を超えてはならず、選挙乗車用腕章をそのまま使用できる。
選挙運動用ビラ証紙	4,000枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ビラ証紙交付申請の対象である「選挙運動用ビラ」に貼付する。(2種類以内)
胸章(白バラ)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい選挙の推進のため、候補者は胸に付けてください。

第5 選挙公営について

1 選挙運動用ポスターの掲示

(1) ポスターの規格、数量

- ・ポスターの規格 長さ42cm、幅40cm(タブロイド型)以内のもの。
- ・掲示できるポスターの数量 79枚(ポスター掲示場の数)

(2) ポスターの記載内容

- ①候補者の氏名を、有権者が見やすいように記載してください。
- ②品位を損なう内容、虚偽の事項、利害誘導、名誉棄損にわたるような内容を記載した場合は罰せられることがあります。
- ③ポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の住所、氏名(法人の場合はその所在地と法人名)が印刷又は記載されていなければなりません。

(3) ポスターの掲示場所等

- ・ポスターは、ポスター掲示場ごとに、候補者1人についてそれぞれ1枚を掲示できます。掲示場以外には掲示できません。

(4) ポスターの掲示方法等

- ①ポスター掲示場の設置場所は、別添一覧表のとおりです。
- ②ポスター掲示場には、選挙の期日の告示後、立候補の届出が受理されてからポスターを掲示することができます。
- ③ポスターは、証紙を貼ったり、検印を受ける必要はありません。
- ④ポスターは、立候補届出受理番号(選挙長の受理順)と同じ番号の区画に掲示してください。
- ⑤掲示場に掲示するポスターは、風、雨等を考慮し、はげ落ちないように掲示してください。掲示板の材質はアルミ製のため、ポスターを画鋏等では貼り付けることはできません。
- ⑥汚れたり、破れたりしたポスターは、貼り替えることができます。ただし、選挙当日の貼り替えはできません。

2 選挙公報

(1) 掲載文の申請

① 掲載文の掲載申請は、告示日(4月12日)の17時までに行ってください。

これより後において申請があっても受理できません。

また、審査の結果、掲載文を訂正していただくこともありますので、できるだけ早く申請してください。

② 掲載文の掲載申請は、必ず候補者又はその代理の方が、③に掲げる書類を添えて申請してください。

③ 提出書類

(ア) 選挙公報掲載申請書【記載例：12ページ】 1通

(イ) 選挙公報掲載文 2部(正副)

(ウ) 候補者の写真 2葉(正副)

・3か月以内に撮影した本人のみの無帽、正面向き、上半身の手札型(縦10cm、横7cm)の白黒の写真に限ります。

・写真の裏面に候補者の氏名を記載してください。

・写真は、原稿用紙に貼り付けないでください。

④ 掲載文は、必ず神崎市選挙管理委員会が交付した原稿用紙によって作成したものでなければなりません。また、原稿をパソコン等で作成される場合は、原稿用紙の枠内に収まるよう作成してください。

⑤ 掲載申請のあった掲載文及び写真は、一切返却いたしません。

(2) 掲載文の撤回(修正)

① 一度提出された掲載文を撤回(修正)しようとするときは、告示日(4月12日)の17時までに撤回(修正)の申請をしなければなりません。

この日時経過後において撤回(修正)の申請があっても受理できません。

② 掲載文の撤回(修正)申請は、必ず候補者又はその代理の方が提出してください。

③ 提出書類

(ア) 選挙公報掲載文撤回(修正)申請書 1通

【記載例：11ページ】

(イ) 選挙公報掲載文(修正したもの) 2通

④ 掲載文を修正する場合は、必ず全部書き改めて申請してください。

⑤ 写真を取り換えようとするときは、新たな写真2枚を添えて、申請してください。

(3) 掲載順序

選挙公報に掲載文を掲載する順序は、神崎市選挙管理委員会においてくじにより決定します。掲載順序は立候補届け出順ではなく、別に選挙管理委員会がかくじ(4月12日)を行い、その順序を決めます。

(4) 掲載文の記載上の制限等について

選挙公報は、候補者から提出された掲載文を、そのまま縮小印刷します。

したがって、この点を十分配慮して原稿を作ってください。

- ①掲載文は、所定の原稿用紙の枠内に黒色で、明瞭に書いてください。
枠外に書いたものは掲載されません。
- ②右側の氏名欄には、候補者の氏名を楷書で縦書きで記載してください。
 - ・候補者の氏名は、選挙長が通称を認定した場合はその通称名でなければなりません。(氏名欄、本文とも)
 - ・氏名欄の余白には、住所、職業、所属党派名、年齢、生年月日等を記載することができますが、政見等はこの欄に記載しないでください。
- ③ 政見等記載欄は、縦書き、横書きいずれも制限はありません。
- ④ 政見等記載欄は文字等の制限はありません。ただし、図画、図表、イラストレーション及びこれらに類するものを掲載しようとする場合は、それらの部分に係る合計面積が政見等記載欄の面積のおおむね2分の1を超えることはできません。
- ⑤ 掲載文の色素は黒色に限られます。使用する筆記用具等は活字、ペン、毛筆等です。(鉛筆による記載は控えてください。)
- ⑥ 他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告、その他営業に関する宣伝をする等、いやしくも選挙公報としての品位を損なう文言を記載してはいけません。
- ⑦ 掲載制限された事項に違反しているとき、文字が著しく小さいとき、又は印刷した場合不鮮明になる恐れがあるときは掲載文の訂正を求めることがあります。

(5) 掲載文の記載要領

- ① 原稿用紙の写真、氏名欄、政見等記載欄が印刷されます。
 - ・方眼の枠は、ペン又は毛筆等で記載する場合に便利のように設けているものですから、これにとらわれる必要はありません。
- ② 掲載文には、黒色の色素しか用いることができません。また、十分な濃さのある筆記具等を使用してください。
 - ・極端に細字や小さい字で書かれた掲載文は、見にくくなったり不鮮明になったりする恐れがあります。
- ③ 掲載文の文字を一部書き直したとき、又は削除したときは、白紙又は余分の原稿用紙の一部を切り取ったものを貼って訂正してください。
- ④ 原稿用紙は、折り目やしみをつけないようにして提出してください。
 - 写真製版したときに「汚れ」として出る恐れがあります。
- ⑤ 汚損等により原稿用紙の再交付を求めたいときは、神崎市選挙管理委員会に申し出てください。

3 市議会議員選挙運動用ビラの頒布

(1) 規格、数量

- ① ビラの規格
 - 長さ 29.7cm、幅 21cm(A4 版両面刷り)以内のもの。
- ② 頒布できるビラの種類及び枚数
 - 2種類以内、4,000 枚まで

(2) 記載内容等

- ① 記載内容については制限がありませんが、虚偽の事項、利害誘導、名誉毀損に当たるような内容を記載した場合は罰せられることがあります。
- ② ビラには、必ずその表面に頒布責任者及び印刷者の住所、氏名(法人の場合はその所在地と法人名)を印刷または記載してください。
- ③ 神崎市選挙管理委員会事務局が発行する「神崎市議会議員選挙運動用ビラ証紙」を貼らなければなりません。

(3) 頒布方法等

立候補の届出が受理されてから、下記のいずれかの方法により頒布することができます。

①新聞折込みによる頒布

※不特定の者に無差別に配布される新聞への折込み、路上、駅頭での立売りや販路拡張のために各戸へ配布したり、売り歩いたりする新聞への折込み、臨時の号外への折込み等不特定の者を対象とする頒布はできません。

②選挙事務所内での頒布

③個人演説会の会場内での頒布

④街頭演説の場所で頒布

(4) ビラ証紙の交付方法

立候補届出(4月12日)の際に法定枚数をお渡しします。不要となった証紙については速やかに神崎市選挙管理委員会に返却してください。

第6 事前審査

立候補の届出、受付の事務を円滑かつ迅速にするために次のとおり届出書類、選挙公報原稿等の事前審査を行います。審査時間内に必ず受けてください。

1 日 時 令和8年3月17日(火)
午前9時30分から午後5時まで

2 場 所 神崎市役所3階大会議室

3 持参するもの(※書面は全て原本を持参してください。)

- (1) 候補者届出書類
- (2) 同添付書類
- (3) 諸届出書類
- (4) 選挙公報文 2枚(正副)
- (5) 選挙公報用写真 2葉
- (6) 選挙運動用ポスター 1部
- (7) 選挙運動用ビラ 1部
- (8) 選挙公営(公費負担)関係書類

- ① 選挙運動用自動車の使用の契約届出書
- ② ビラ作成契約届出書
- ③ ポスター作成契約届出書

※上記届出にかかる全ての契約書も持参してください。

(届出書類の署名欄の記載方法により)

- (9) 本人確認書類(候補者及び代理人)

または

(届出書類に押印した)印鑑(候補者及び代理人)

第7 その他

(1) 供託物の没収(法第93条)

候補者の得票数が、選挙において下記の数に達しないときは、供託物(供託金)は没収され市に帰属します。

- ・供託金:30万円…有効投票総数÷選挙区内の議員定数×1/10以上の票を獲得しなければ供託物は没収されます。

【例示】

(有権者が26,000人、投票率80%、その内有効投票総数が20,800票の場合)

$$\text{有効投票総数}(20,800) \div \text{議員定数}(18) \times 1/10$$

= 115.555…票であり、115.555票獲得しなければ供託物は没収されます。

なお、小数点以下端数があれば小数第4位以下は切捨てとなります。

(2) 当選人(法第95条)

候補者の得票数が、選挙において下記の数に達しないときは当選人となることができません。

- ・有効投票総数÷選挙区内の議員定数×1/4以上の票を獲得しなければ当選することができません。

【例示】

(有権者が26,000人、投票率80%、その内有効投票総数が20,800票の場合)

$$\text{有効投票総数}(20,800) \div \text{議員定数}(18) \div 4$$

= 288.888…票であり、288.888票獲得しなければ当選人となることはできません。

なお、小数点以下端数があれば小数第4位以下切り捨てとなります。

第8 ぶんしよとが 文書図画による選挙運動一覧表

文書図画による選挙運動は特に認められたものの他は禁止され、認められている範囲は極めて狭いものとなっていますので、使用に当たっては細心の注意を払う必要があります。

区分	文書	枚数等	規格	備考	根拠法令
選挙事務所の表示	ポスター 立札、看板	3種を通じて 3枚以内	縦 350cm 横 100cm 以内	掲示責任者の住所氏名の記載不要 (投票日は、投票所から300m 以内の区域では不可)	法 143-1① 法 143-7 法 143-9 法 143-10
	ちょうちん	1個	高さ 85cm 直径 45cm 以内		
個人演説会場の外	ポスター 立札、看板	3種を通じて 2枚以内	縦 273cm 横 73cm 以内	掲示責任者の住所氏名の記載必要 個人演説会告知用ポスターは認められない	法 143-1④ 法 143-8 法 143-9 法 143-10 令 110
	ちょうちん	会場内外を通じて 1個	高さ 85cm 直径 45cm 以内		
個人演説会場内	ポスター 立札、看板	制限なし	制限なし	掲示責任者の住所氏名の記載 必要 個人演説会告知用ポスターは認められない	法 143-1④ 法 143-9 法 143-10 令 110
	ちょうちん	会場内外を通じて 1個	高さ 85cm 直径 45cm 以内		
選挙運動用自動車	ポスター 立札、看板	制限なし	縦 273cm 横 73cm 以内	掲示責任者の住所氏名の記載不要	法 143-1② 法 143-9 法 143-10
	ちょうちん	1個	高さ 85cm 直径 45cm 以内		
候補者使用	たすき 胸章、腕章	制限なし	制限なし		法 143-1③
選挙運動用ポスター		79枚(掲示場設置箇所数)	長さ 42cm 幅 40cm 以内	掲示責任者、印刷者の住所氏名の記載必要	法 143-1⑤ 法 144-4 法 144-5 法 144の2-8
選挙運動用はがき		2,000 枚	通常はがき (官製、私製を問わない)	郵送料は無料	法 142-1⑥ 法 142-5 法 142-6
新聞広告		2回	横 9.6cm、 縦 2 段組以内	記事下に限る 色刷り不可 費用は候補者負担	法 149-4 則 19-1 則 19-5
選挙運動用ビラ		4,000 枚 ※証紙を貼る必要有り	A4版 両面刷り 2種類以内	頒布責任者及び印刷者の住所、氏名を記載しなければならない	法 142-1⑥ 法 142-6
ウェブサイト等、電子メール		ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)動画共有サービス・動画中継サイト等電子メールの送信		電子メールアドレス等の表示義務	法 142の3-1 法 142の4-1 法 142の4-7 法 142の3-3 法 142の5-1

(注意事項)

- 1 市議会議員の選挙における文書図画による選挙運動は、上記に記載しているもののほかは禁止されています。
- 2 公職選挙法でいう文書図画の範囲は、社会通念上のそれより広範囲で、図書、新聞、雑誌、名刺、郵便物、電報、ポスター、立札、看板、電光文字はもとより、壁に書かれた文字、道路に書かれた砂文字も文書図画となります。
- 3 アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示をすること、スライドその他の方法による映写等の類を提示することは禁止されています。
- 4 選挙運動期間中のウェブサイト等の開設及び期間前に開設されたウェブサイト等の選挙期間当日における更新も禁止されています。《ウェブサイト等とは、具体的に①ホームページ・②X(旧ツイッター)・フェイスブック・インスタグラム等のSNS、③動画共有サービス(Youtube など)、④動画中継サイト等をいい、電子メールを除いたものです。》

第9 主な選挙運動の制限等

運動の期間 立候補届後から選挙の期日の前日（4月12日～18日）まで

運動の種類	内 容
選挙運動の できない者	<ol style="list-style-type: none"> 1 投票管理者、選挙長(開票管理者)は在職中、その関係区域内においては選挙運動をすることができない。 2 次の特定公務員は、在職中選挙運動をすることができない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 選挙管理委員会の委員及び職員 (2) 裁判官 (3) 検察官 (4) 会計検査官 (5) 公安委員会の委員 (6) 警察官 (7) 収税官吏及び徴税の吏員 3 次の者は、その地位を利用して選挙運動をしてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国、又は地方公共団体の公務員 (2) 公団等の役員及び職員 4 教育者は、その地位を利用して選挙運動をしてはならない。 5 未成年者並びに選挙犯罪により選挙権、被選挙権を有しない者は選挙運動をすることができない。
選挙事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置者は、候補者又は推薦届出者に限る。 2 選挙事務所を設置(異動)した場合は直ちに神崎市選挙管理委員会に届け出なければならない。 3 事務所の数は、候補者1人につき1箇所 4 投票当日(4月19日)には、投票所を設けた場所の入口から300メートル内(直線距離)の区域(資料No.17)にある選挙事務所は、閉鎖するか又は300メートル以外の区域に移転(投票日前日までに)しなければならない。 5 選挙事務所を表示するために次のものを掲示することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 種類:ポスター、立札、ちょうちん、看板の類 (2) 規格:ポスター、立札、看板については縦350cm×横100cm以内、ちょうちんの類については高さ85cm×直径45cm以内 (3) 数量:ポスター、立札、看板の類は通じて(合計)3枚以内、ちょうちんの類は1個に限られる (4) 記載内容:事務所を表示するもの (5) 掲示場所:事務所の所在場所に限られる (6) その他:投票日当日も掲示しておくことができる

運動の種類	内 容
休憩所等	<p>休憩所等はいっさい設置できない。(運動員、選挙人のためを問わず湯飲み所、連絡所等もこれにあたる。)ただし、演説会場における弁士の控室、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩所は、ここという休憩所等には含まれない。</p>
選挙運動用自動車	<p>選挙運動のために自動車を使用することができるが、種類、台数等に制限がある。</p> <p>(1) 使用できる台数:選挙運動に使用することができる自動車は、候補者1人につき、立候補届出後に神崎市選挙管理委員会が交付する選挙運動用自動車の表示旗をつけた1台に限られる。</p> <p>(2) 自動車の種類:乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満の自動車 (※令和8年1月1日以降変更)</p> <p>(3) 自動車に掲示できる文書図画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類:ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類 ・規格:ポスター、立札及び看板の類については縦273cm×横73cm以内 ちょうちんの類については高さ85cm×直径45cm以内 ・数量:ポスター、立札及び看板の類は制限なし、ちょうちんの類は1個 ・記載内容:制限なし <p>(4) 選挙運動用として自動車に看板、ポスター等の文書図画及び拡声機等を取付ける場合は、神埼警察署で承認を得ること。また、道交法に違反することがないよう神埼警察署の指示、指導を受けておくことが適当である。</p> <p>(5) 乗車できる人数:候補者、運転手(1人)のほか、神崎市選挙管理委員会が交付する乗車用腕章をつけた運動員4人</p> <p>(6) 車上での選挙運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 走行中の自動車の上においては、選挙運動はできない。(ただし、連呼行為は午前8時から午後8時までは許されている。) ・ 停止した自動車の上においては、選挙運動のための演説及び連呼行為(午前8時から午後8時までの間に限る。)はできる。 <p>※ 連呼行為とは 短時間に一定の文句を連続反復して呼称すること。 例えば「〇〇〇に投票をお願いします。」といった言葉を繰り返し発すること。</p>
拡声機	<p>選挙運動のために使用することができる拡声機は、候補者1人につき、立候補届出後に神崎市選挙管理委員会が交付する拡声機用表示旗をつけた一揃に限る。ただし、演説の開催中、その会場において別に一揃使用できる。(電池式メガホンも拡声機とみなされます。)</p>

運動の種類	内 容
選挙運動用 ポスター	<p>選挙運動に使用できるポスター（法第143条第1項第5号に基づくポスター）は、次のとおりである。</p> <p>(1) 数量：選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に1箇所について1枚に限って掲示することができ、その他の場所にはいっさい掲示することができない。ただし、選挙の期日の前日までは張り替えることができる。</p> <p>(2) 規格：長さ42cm×巾40cm以内</p> <p>(3) 記載内容：表面に掲示責任者及び印刷者の住所及び氏名（法人の場合は名称）を記載しなければならない。その他は制限なし。</p> <p>ただし、虚偽事項、利害誘導、名誉棄損等罰則に触れるようなことはいけない。</p>
選挙運動用 通常葉書	<p>選挙運動のために頒布することができる文書図画は選挙用の表示を受けた通常葉書だけである。</p> <p>(1) 数量：候補者1人につき 2,000枚</p> <p>(2) 入手方法：神崎市選挙管理委員会が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」及び「選挙運動用通常葉書差出票」を選挙運動期間中に神崎郵便局に提示して、選挙用の表示をしてある官製葉書の公布を受ける。（葉書は無料）</p> <p>私製葉書を使用する場合は、上記「証明書」及び「差出票」とともに日本郵便株式会社神崎郵便局に選挙用の表示を受ける。</p> <p>(3) 発送する場合は日本郵便株式会社神崎郵便局の窓口に差し出す。</p>
新聞広告	<p>選挙運動期間中自己の選挙運動のために新聞を利用できるのは、次の制限による新聞広告のみである。</p> <p>(1) 回数：2回</p> <p>(2) 手続き：立候補受付の際、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社へ広告原稿とともに提出する。</p> <p>(3) 掲載スペース、内容：横9.6cm×縦2段組以内</p> <p>掲載場所は記事下に限られ色刷は認められない。</p> <p>内容は自由で、写真をいれてもよい。</p>

運動の種類	内 容
個人演説会	<p>候補者は、政見の発表等選挙運動のために個人演説会を開催することができる。(候補者以外の者も当該候補者の選挙運動のための演説をすることができる。)</p> <p>(1) 個人演説会を開催できるのは、候補者に限られている。</p> <p>(2) 回数に制限はない。</p> <p>(3) 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合は、<u>開催日前2日までに「公営施設使用の個人演説会開催申出書」</u>を選挙管理委員会に提出しなければならない。</p> <p>※ 公営施設…学校、公民館及び神崎市選挙管理委員会が指定する施設 ※ 会場使用料…公営施設の場合、同一施設ごとに1回限り無料 ※ 使用時間…1回について(準備、片づけを含め)5時間以内 ※ 公営施設以外の施設使用については、上記の制限はない。</p> <p>(4) 演説会場で掲示できる文書図画</p> <p>① 会場内…ポスター、立札看板の類で数に制限はない。 高さ85cm×直径45cm以内のちょうちん1個</p> <p>② 会場外…縦273cm×横73cm以内のポスター、立札、看板の類を通じて2枚、ちょうちん1個(会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示できない。)</p> <p>③ 上記①、②の文書図画には、掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。</p>
街頭演説	<p>立候補受付の際神崎市選挙管理委員会が交付する「街頭演説用標旗」を掲げて街頭で演説することができる。</p> <p>(1) 街頭演説をすることができる者は、次の者に限られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者 ・ 乗車用腕章をつけた者4人 ・ 街頭演説用腕章をつけた者11人 <p>(2) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限ってすることができる。</p>
特定建物及び施設における演説の禁止	<p>次に掲げる建物又は施設においては、選挙運動のための演説及び連呼行為を行うことができない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体の所有し又は管理する建物 (公営住宅を除く。)</p> <p>(2) 汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内</p> <p>(3) 病院、診療所その他の療養施設</p> <p>ただし、1の建物で公営施設を使用する個人演説会を開催する場合はこの限りでない。</p>

運動の種類	内 容
戸別訪問	<p>何人も選挙運動のために戸別訪問をしてはならない。</p> <p>(1) 単に、1戸を訪問しても2戸以上訪問する目的をもっている場合は戸別訪問となる。</p> <p>(2) 演説会の開催又は演説を行うことについて戸別に告知することも戸別訪問となる。</p>
署名運動	<p>何人も選挙に関して、投票を得る目的、得しめる目的又は得しめない目的をもって、選挙人に対して署名運動をしてはならない。</p>
人気投票	<p>何人も選挙に関して、当選等を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。</p>
氣勢をはる行為の禁止	<p>何人も選挙運動のために、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢をはる行為をすることができない。</p>
飲食物の提供	<p>何人も選挙運動に関して、飲食物を提供することはできない。ただし、次のものは許される。</p> <p>(1) 湯茶及び菓子…湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子</p> <p>(2) 選挙運動に従事する者に対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で選挙事務所で渡すもの。</p> <p>※提供できる弁当の制限額</p> <p>45食×(選挙告示日から投票日の前日までの日数)×1,000円(1人1食分)</p> <p>=制限額</p>
新聞紙、雑誌の不法利用等の制限	<p>何人も当選を得、若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって、新聞紙等を利用してはならない。</p>
選挙期日後のあいさつの制限	<p>選挙の期日後、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつをする目的をもって次の行為をすることができない。</p> <p>(1) 選挙に対する戸別訪問</p> <p>(2) 文書図画の頒布又は掲示。ただし、自筆の信書及び祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除く。</p> <p>(3) 新聞紙、雑誌の利用</p> <p>(4) 放送施設を利用して放送すること。</p> <p>(5) 当選祝賀会やその他の集会の開催</p> <p>(6) 氣勢をはる行為</p> <p>(7) 当選に対する答礼のため、当選人の氏名又は政治団体の名称を言い歩くこと。</p>

第10 委員長及び選挙長の氏名

神埼市選挙管理委員会委員長及び令和8年4月19日に執行する神埼市議会議員選挙の選挙長の氏名は、以下の通りです。

神 埼 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 志 岐 正 博

神 埼 市 議 会 議 員 選 挙 選 挙 長 志 岐 正 博